

令和8年度呉市火葬場残骨灰処理業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 プロポーザルの目的

令和8年度呉市火葬場残骨灰処理業務に当たっては、より優れた事業者を選定するとともに、選定方法の公平性、透明性を図るため、公募型プロポーザル方式により、広く提案を求め、本業務に最も適した事業者を特定することを目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和8年度呉市火葬場残骨灰処理業務

(2) 業務内容

別紙「令和8年度呉市火葬場残骨灰処理業務基本仕様書(以下「基本仕様書」という。)」のとおり。

(3) 業務の期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 提案上限額

3,400,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

※上記金額には、有価物の精錬費用を含む。

(5) 事務局

〒737-8501

呉市中央4丁目1番6号 呉市役所7階

呉市環境部環境政策課 斎場・墓地グループ

TEL: 0823-25-3298 Fax: 0823-32-1621

メールアドレス: kansei@city.kure.lg.jp

ホームページ: <https://www.city.kure.lg.jp/>

3 応募者

(1) 参加資格

ア 参加資格申請の提出時点において呉市の令和8年度入札資格者名簿に登録している者であること。

イ 過去5年間(令和2年度から令和6年度)において、人口20万人以上の地方公共団体が発注する本業務と同様の残骨灰処理業務を元請けで契約し、業務を完了した実績(残骨灰売払契約の実績は含まない。)を有すること。

(2) 応募者の制限

次に掲げる者は、応募者となることはできない。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び呉市契約規則(以下「規則」という。)第3条第5項各号の規定に該当する者

イ 公募の日から受託候補者の特定の日までの期間に、呉市入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止又は指名停止に至らない事由に関する措置を受けている者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号)第3条

- 又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用している者
- エ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による民事再生手続開始の申し立てをしている者
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申し立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている更正事件（以下「旧更正事件」という。）に係わる同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項及び第2項の規定による更正手続開始の申し立てを含む。以下「更正手続開始の申し立て」という。）をしている者又は申し立てをなされている者。ただし、同法第41条第1項の更正手続開始の決定（旧更正事件に係わる旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合に当たっては、更正手続開始の申し立てをしなかった者又は更正手続開始の申し立てをなされなかった者とみなす。
- カ 本プロポーザルに係る提出書類に虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- キ 最新決算年度の法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、呉市税を滞納している者

4 プロポーザル説明書等関係書類の配布方法

- (1) 配布期間
公告日から令和8年6月12日（金）まで
（閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時まで。）
- (2) 配布場所
呉市ホームページにて公表する。

5 応募参加資格確認申請書の提出

- (1) 公募型プロポーザル応募参加資格確認申請書（様式第1号）を作成し事務局に電話連絡の上、添付書類とともに持参（閉庁日を除く午前8時30分から午後5時までの間に提出すること。）又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）により提出すること。
なお、提出された公募型プロポーザル応募資格確認申請書等は返却しない。
- (2) 提出期限
公告日から令和8年5月15日（金）午後5時まで
- (3) 提出場所
2(5)の事務局
- (4) 応募参加資格確認結果の通知
応募者の資格要件の確認結果は、令和8年5月22日（金）までに文書及び電子メールで呉市から応募者（代表者）に通知する。なお、応募者として資格が確認された者については、併せて提案書の提出を電子メール及び文書で要請する。

6 質問の受付及び回答

- (1) 受付期間
公告日から令和8年5月15日（金）午後5時まで
- (2) 受付場所
2（5）の事務局
- (3) 受付方法
質問書（様式第2号）により，件名を「呉市残骨灰処理業務質問書」として電話連絡の上電子メール又はFAXにより提出すること。
- (4) 質問に対する回答
令和8年5月27日（水）までに，呉市ホームページに掲載する。

7 企画提案書の提出

- (1) 企画提案書の記載項目
様式第3号のとおり
- (2) 提出部数
企画提案書は，正本1部，副本8部，電子データ（CD-R等の記録媒体に保存したもの）1部を提出するものとし，その作成に当たっては，以下の条件を遵守すること。
ア 副本には，提案者を特定可能な情報を記載しないこと。（やむを得ず提案者を特定可能な情報を記載する場合，該当箇所を黒塗りし，提案者がわからないようにすること。）
イ 企画提案書は1者1提案とし，2以上の企画提案書が提出された場合は失格とする。
ウ 企画提案書の枚数は制限しないが，最小限にとどめること。
なお，様式第3号への記載に支障がある場合，「別紙のとおり」等を記載して別紙を添付とすることも可能とする。この場合において，印刷の向き及び枚数は制限しないが，枚数は最小限とし，A4判又はA3判で作成すること。
- (3) 提出期間
提案の要請を通知された日から令和8年6月12日（金）午後5時まで（提案の要請を通知された者から提出期限までに企画提案書の提出がない場合は，参加を辞退したものとみなす。）
- (4) 提出場所
2（5）の事務局
- (5) 提出方法
持参（閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時までの間に提出すること。）又は郵送（郵送の場合は，配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）により提出すること。
- (6) 参加を辞退する場合
参加資格確認結果の通知により資格が確認された者が以降の参加を辞退する場合は，提案書の受付締切日の令和8年6月12日（金）午後5時までに提案辞退届（様式第4号）を1部，事務局に持参又は郵送（必着）で提出すること。
- (7) その他
応募参加資格を有すると確認された者に限り，企画提案書を提出することができるものとし，受領した書類等は返却しない。また，原則として受領した書類等の差し替え及

び再提出は認めない。

8 審査・決定

- (1) 企画提案書の審査は、選定委員会が行う。
- (2) 提案書の提出後、選定委員会において、応募者による提案内容の説明（プレゼンテーション）及び質疑応答を1者あたり30分程度（プレゼンテーション20分，質疑応答10分）行う。
- (3) プレゼンテーションの参加人数は、1者あたり3名までとする。
- (4) 選定委員会の開催日時等の詳細については、応募者に別途通知する。
- (5) 審査・評定は、公平、公正、客観的に行うため、別紙「受託候補者特定基準」に基づいて行う。
- (6) プレゼンテーション資料は、提案書提出時に添付していない資料を新たに配付することは禁止とする。ただし、提案を補足する内容のものをスクリーンに映すことは可能とする。
- (7) プロジェクター、スクリーン及びHDMI ケーブルは呉市が用意する。それ以外に必要なもの（パソコン等）については、応募者が用意すること。

9 受託候補者の特定

選定委員会において、各委員の採点の合計点（以下「得点」という。）が最も高い応募者を受託候補者として特定する。

得点が同点であった場合は、評価項目のうち、配点が最も高い評価項目（業務の内容に対する評価）の得点が高い応募者を上位とする。

なお、配点が最も高い評価項目の得点も同点の場合は、当該評価項目のうち、（残骨灰処理業務の内容）の得点が高い応募者を上位とする。

ただし、得点が合計点の6割に満たない場合は、受託候補者の対象外とする。

10 審査結果

- (1) 審査結果は、全ての提案者に書面により通知する。
- (2) 受託候補者として特定された者を呉市ホームページで公表する。
- (3) 受託候補者として特定された者と契約締結の協議を行い、見積合わせを実施の上、随意契約により契約を締結する。
- (4) 契約の締結に当たっては、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、保険会社との間に呉市を被保険者とする履行保証保険を締結するか、過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行していることが認められ、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる者については、契約保証金の納付を免除する。
- (5) 基本仕様書は、本業務の最低要求水準を示したものであり、受託候補者の提案内容は、契約書に企画提案書等を添付し、その履行を確保するものとする。
- (6) 受託候補者と協議が整わなかったとき、正当な理由なく契約を締結しないときには、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し、契約締結の協議

を行い、見積合わせを実施の上、随意契約をする。

11 その他

- (1) 企画提案書等の作成、その他プロポーザルの参加に要する経費は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は、受託候補者を特定する目的以外には使用しない。
ただし、提出書類は、呉市情報公開条例（平成11年呉市条例第1号）に基づく情報公開請求の対象となり、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを除き、請求・申し出による公開を原則行う。
また、公にすることにより事業者の権利、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利害が害される箇所がある場合、提出書類一式にアンダーラインや枠囲い等でマークしたものを、非公開希望申立書（様式第5号）と併せて1部提出すること。ただし、非公開希望申立書を提出した場合でも、非公開と扱われない場合があることに留意すること。
なお、非公開を希望する部分がない場合でも、当該申立書に「該当なし」と記載の上、1部提出すること。
- (3) 提案者は、選定委員会の委員の選任後から受託候補者決定の公表までの間において、本契約案件に関し、直接、間接を問わず、自らを有利に又は他者を不利になるように委員に対して働き掛けることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合には、参加資格を失うことがある。
- (4) 参加表明書又は提案書に虚偽又は重要な事項を記載しなかった場合は、参加表明書又は提案書を無効とする。

12 契約書及び約款（案）

別添のとおり